

単身者の申込みについて

1. 精神障がいがある方

申込みされる方は、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な支援を受けることができ、かつ単身で自活ができることが必要です。

(注) 入居資格審査後、必要に応じて大阪市こころの健康センターにおいて面談を行い、上記に該当する方であることを確認します。

2. 知的障がいがある方

申込みされる方は、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な支援を受けることができ、かつ単身で自活ができることが必要です。

(注) 入居資格審査後、大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06-6208-8081)において面談等を行い、上記に該当する方であることを確認します。

配偶者からの暴力により被害を受けている方について

1. 単身で申込みされる方

(1) 単身者申込資格(7ページ参照)②(コ)のみに該当する方

配偶者からの暴力を理由とした一時保護が終了して5年以内であることの証明を配偶者暴力相談支援センター等(大阪市配偶者暴力相談支援センター、大阪府女性相談センター等)で受けられること、又は裁判所による保護命令の効力発生日から5年以内であり、当該保護命令決定書の写し等を提出できることのいずれかが必要となります(※詳しくは、大阪市配偶者暴力相談支援センター(06-4305-0100)又は大阪府女性相談センター(06-6949-6022)へお問い合わせください)。

なお、現在の居住地が住民登録地と異なる場合は、現在居住している住宅の直近の公共料金(電気代、水道代、ガス代のいずれか)の領収書(本人名義であること)等により居住の確認ができること、又は大阪市各区保健福祉課(福祉業務担当)等において、申込日現在、当該居住地に居住していることの証明を受けられることが必要です。

(2) 単身者申込資格(7ページ参照)②(ア)から(ケ)までのいずれかに該当する方

現在、大阪市内等に居住し、かつ、配偶者からの暴力により被害を受けている方のみの世帯であることの証明書(大阪市各区保健福祉課等において発行)が必要となります。

なお、現在の居住地が住民登録地と異なる場合は、この証明書により申込日現在、当該居住地に居住していることの証明を受けられることが必要です。

※証明書は、入居資格審査時に提出していただきます。

2. 世帯で申込みされる方

配偶者(生活の本拠を共にする交際相手を含む)からの暴力により被害を受けている方とその子ども(扶養する20歳未満の子が含まれること)から構成される世帯(配偶者等と同居している場合を除く)で、大阪市各区保健福祉課(福祉業務担当)等において、申込日現在大阪市内等に居住し、配偶者からの暴力による被害世帯である証明を受けられることが必要です。

※証明書は、入居資格審査時に提出していただきます。

※当該被害者が、概ね1年前から申込日までに、公的相談機関(配偶者暴力相談支援センター、各区保健福祉課(福祉業務担当)等)において、その被害に関して面談による相談を行った事実があり、事実確認ができることが必要です。

※上記以外のこと(市営住宅の募集に関すること)につきましては、大阪市営住宅募集センター募集担当にお問い合わせください。

マイナンバー制度を利用される場合の注意事項

マイナンバーを用いて他の機関(市町村等)へ情報照会を行った場合、DV等加害者に避難先の所在地に係る情報(所在の自治体名)が伝わるケースがあり得るため、所在地につながる情報の秘匿を希望される場合には、大阪市配偶者暴力相談支援センター、大阪市各区保健福祉課等にご相談ください。